

ガス小売供給約款

令和5年11月1日実施

加治木瓦斯株式会社

ガス小売供給約款目次

I. 小売約款の適用	4
1. 実施及び適用	4
2. 小売約款の変更	4
3. 用語の定義	4
4. 日数の取り扱い	6
II. 使用の申し込み及び契約	6
5. 検討の申し込み	6
6. 契約の成立及び変更	6
7. 承諾の義務	6
8. ガスの使用開始日	7
9. 名義の変更	7
10. ガス使用契約の解約	7
11. 契約消滅後の関係	8
III. ガス工事	8
12 - 1. ガス工事の申し込み	8
12 - 2. ガス工事の承諾義務	9
13. ガス工事の実施	9
14 - 1. 内管工事に伴う費用の負担	10
14 - 2. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担	11
15. 工事費等の申し受け及び精算	13
IV. 検針及び使用量の算定	13
16. 検針	13
17. 計量の単価	14
18. 使用量の算定	14
19. 使用量のお知らせ	15
V. 料金等	15
20. 料金の適用開始	15
21. 支払期限	16
22. 料金の算定及び申し受け	16
23. 単位料金の調整	17
24. 料金の精算等	18
25. 保証金	18
26. 料金の支払方法	18
27. 料金の口座振替・クレジットカード払い	18
28. 料金の払込み	19
29. 料金の当社への支払日	19
30. 遅収料金の支払方法	19
31. 料金の支払順序	19
32. 料金以外の費用の支払方法	19
VI. 供給	20

33. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	20
34. 供給又は使用の制限等	20
35. 供給停止	21
36. 供給停止の解除	21
37. 供給制限等の賠償	21
 VII. 保安等	 22
38. 供給施設の保安責任	22
39. 周知及び調査義務	22
40. 保安に対するお客さまの協力	22
41. お客さまの責任	23
42. 供給施設等の検査	23
 VIII. その他	 24
43. 使用場所への立ち入り	24
44. お客さまに関する情報の取扱い	24
 附　　則	
1. この小売約款の実施期日	24
2. この小売約款の掲示	24
 別　　表	
第 1. この小売約款の適用地域	25
第 3. 本支管及び整圧器	25
第 4. ガスマーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式	25
第 5. 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式	25
第 6. 適用する料金表	26
第 7. 早収料金の日割計算（1）	27
第 8. 早収料金の日割計算（2）	28
第 9. 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式	28
第 10. 燃焼速度・ウォッペ指数	28

ガス小売供給約款

I この小売約款の適用

1. 実施及び適用

- (1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。)のガスの料金(以下「料金」といいます。)その他の供給条件は、このガス小売供給約款(以下「この小売約款」といいます。)によります。
- (2) この小売約款は、別表第1の地域に適用いたします。
- (3) この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。また、必要に応じて、当社(導管部門)からお客さまに別途協議の申し入れがある場合があります。

2. この小売約款の変更

- (1) 当社は、この小売約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売約款の変更に異議がある場合は、この小売約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
- ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この小売約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 熱量 —

- (1) 「熱量」… 摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令(以下「ガス事業法令」といいます。)で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (2) 「標準熱量」… (1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

— 圧力 —

- (4) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力(全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。)をゲージ圧力(大気圧との差をいいます。)で表示したものをいいます。
- (5) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

- (6) 「最低圧力」 … お客様に供給するガスの圧力の最低値をいいます。
- ガス工作物 —
- (7) 「ガス工作物」 … ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます ((9) から (18) までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。)。
- 供給施設 —
- (8) 「供給施設」 … ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスマーティー及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。
- 導管 —
- (9) 「本支管」 … 原則として公道 (道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。) に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器 (導管内にたまつた水を除去する装置をいいます。) 等を含みます。なお、次の各号の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。
- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
 - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすこと
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
 - ⑤ その他、当社 (導管部門) が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること
- (10) 「供給管」 … 本支管から分岐して、お客様が所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (11) 「内管」 … (10) の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。
- (12) 「ガス遮断装置」 … 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。
- 導管以外の供給施設 —
- (13) 「整圧器」 … ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (14) 「昇圧供給装置」 … ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器 (ガスを高圧で蓄える容器をいいます。) を備えないものをいいます。
- (15) 「ガスマーティー」 … 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (16) 「マイコンメーター」 … マイクロコンピューターを内蔵したガスマーティーで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社 (導管部門) が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。
- (17) 「ガス栓」 … ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。
- (18) 「メーターガス栓」 … ガスマーティー入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。
- 消費機器 —
- (19) 「消費機器」 … ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。
- その他の定義 —
- (20) 「ガスマーティーの能力」 … 当該ガスマーティーが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをいいます。
- (21) 「ガス工事」 … 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (22) 「検針」 … ガスの使用量 (以下「使用量」といいます。) を算定するために、ガスマーティーの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (23) 「消費税等相当額」 … 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (24) 「消費税率」 … 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

- (25) 「46メガジュール地区」… 標準熱量46,04655メガジュールのガスを供給する地区をいいます。
- (26) 「需要場所」… ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
- ① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅
各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。
なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。
イ 各戸が独立的に区画されていること
ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること
- ② 店舗、官公庁、工場その他
1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。
- ③ 施設付住宅
1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。
- (27) 「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客様が5(1)のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客様が引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。
なお、当社（導管部門）がいずれのガス小売事業者とも託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お客様が引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客様とガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、当社は、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。
- (28) 「当社（導管部門）」… ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

4. 日数の取り扱い

この小売約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

II 使用の申し込み及び契約

5. 使用の申し込み

- (1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みの際は、お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。
- (3) 申し込みの受付場所は、当社の営業所等といたします。

6. 契約の成立及び変更

- (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）は、当社が5(1)のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) お客様が希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかる契約書作成時に成立いたします。
- (3) 当社は、1需要場所について、1つのガス使用契約を締結いたします

7. 承諾の義務

- (1) 当社は、5(1)のガス使用の申し込みがあった場合には、(2)の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、(3)又は(4)の場合を除きます。

- (2) お客様の資産となる3(10)の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社（導管部門）が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、当社（導管部門）が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、当社（導管部門）が実施する工事は、当社（導管部門）が定める契約条件によるものとします。
- (3) 当社は、次に掲げる当社（導管部門を含みます。）の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
 - ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- (4) 当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、(2)から(4)によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8. ガスの使用開始日

当社は、お客様とのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3(27)のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。

- ① ガス小売事業者又は当社（導管部門）による最終保障供給からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する16(1)の定例検針日の翌日。
ただし、お客様の求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客様から検針にかかる費用を申し受けます。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客様の申し込みにより、ガスマーターを開栓する場合を除きます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び36(1)の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客様の希望する日。

9. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客様のガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客様の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義を変更していただきます。
- (2)(1)の場合において、前に使用されていたお客様とのガス使用契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。

10. ガス使用契約の解約

(1) 引越し（転出）等の理由による解約

- ① ガスの使用を廃止しようとするお客様は、あらかじめその廃止の期日を営業所等に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。ただし、特別の理由なくして当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。
- ② お客様が当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかに

- ロ 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとします。）
- ③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと当社（導管部門）との協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。
- ④ 当社（導管部門）は、1需要場所につきガスマーター1個を設置いたします。なお、当社（導管部門）が特別の事情があると判断したときには、1需要場所につきガスマーターを2個以上設置することがあります。
- ⑤ 当社（導管部門）は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスマーター等を設置いたします。

12-2. ガス工事の承諾義務

- (1) 当社（導管部門）は、12-1(1)のガス工事の申し込みがあった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社（導管部門）は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社（導管部門）の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合
- (3) 当社（導管部門）は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なくお客さまにお知らせいたします。

13. ガス工事の実施

—ガス工事の施工者等—

- (1) ガス工事は、当社（導管部門）が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスマーターの能力が1.6立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスマーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。
 - ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
 - ③ 繰ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 繰ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
 - ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) お客さまがガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社（導管部門）はこれに関与いたしません。
また、その工事に関して後日補修が必要となったとき又はお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社（導管部門）はこれに関与いたしません。
- 気密試験等 —
- (4) 当社（導管部門）が施工した内管及びガス栓を当社（導管部門）がお客さまに引き渡すにあたっては、当社（導管部門）はあらかじめ内管の気密試験を行います。

置していただきます。

- (5) (4) に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (6) お客様の申し込みによりそのお客様のために設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (7) (6) に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (8) お客様の申し込みにより設置される昇圧供給装置はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (9) (8) に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (10) ガスマーティーは当社（導管部門）所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客様に負担していただきます。ただし、ガスマーティーの検定期間満了による取替等、当社（導管部門）の都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社（導管部門）が負担いたします。
- (11) 供給管は当社（導管部門）の所有とし、これに要する工事費は、当社（導管部門）が負担いたします。ただし、お客様の依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客様に負担していただきます。

— 工事材料の提供と工事費算定 —

- (12) 当社（導管部門）は、お客様が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。
 - ① 当社（導管部門）は、お客様が工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。
お客様が工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客様に負担していただきます。
 - ② 当社（導管部門）は、当社（導管部門）が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客様が提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客様に負担していただきます。
 - ③ ②のお客様が提供する工事材料とは、次のすべての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、あらかじめ当社（導管部門）と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。
 - イ ガス事業法令及び当社（導管部門）の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること
 - ロ 当社（導管部門）が指定する講習を修了した者により、当社（導管部門）が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

— 修繕費の負担 —

- (13) お客様所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税相当額を加えたものといたします。）はお客様に負担していただき、当社（導管部門）所有の供給施設の修繕費は当社（導管部門）が負担することを原則といたします。

14-2. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担

—工事負担金—

- (1) 本支管及び整圧器（14-1（6）の整圧器を除きます。）は当社（導管部門）の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客様に負担していただきます。なお、当社（導管部門）が設置した本支管及び整圧器（14-1（6）の整圧器を除きます。）は、他のお客様がガスの供給を受けるためにも使用いたします。

することができます。

- ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。

15. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社（導管部門）は、14-1の規定によりお客さまに負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスマーティーの取付作業を含む工事にあってはガスマーティーの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当社（導管部門）は、14-2の規定によりお客さまに負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（14-1（6）の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (3) 当社（導管部門）は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に14-1及び14-2の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を全額申し受けます。
- (4) 当社（導管部門）は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。
- ① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
 - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
 - ③ 工事に要する材料の価額（消費税相当額を含みます。）又は労務費に著しい変動があったとき
 - ④ その他工事費等（消費税等相当額を含みます。）に著しい差異が生じたとき

IV 検針及び使用量の算定

16. 検針

ガスの検針は、原則として当社（導管部門）が行います。

— 検針の手順 —

- (1) 当社（導管部門）は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
- ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (2) 当社（導管部門）は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、③及び④については、当社が検針を行います。
- ① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスマーティーを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び④の場合を除きます。）
 - ② 10（1）から（3）の規定により解約を行った日
 - ③ 35（1）の規定によりガスの供給を停止した日（ただし、35（2）の規定によりガスの供給を停止した場合には当社（導管部門）が検針を行います）
 - ④ 36（1）の規定によりガスの供給を再開した日
 - ⑤ ガスマーティーを取り替えた日
 - ⑥ 8①ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日）の前日
 - ⑦ その他当社（導管部門）が必要と認めた日
- ##### — 検針の省略 —
- (3) 当社（導管部門）は、お客さまが8なお書、8①ただし書及び8②に規定するガスの使用開始日から

- ⑤ 36の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となつた場合（16（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）
 - ⑥ 34の規定によりガスの供給を中止し又はお客様に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかつた場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかつた場合には、料金はいただきません。
 - （7）当社は、（6）①から⑤までの規定に基づき早取料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。
 - （8）当社は、（6）⑥の規定に基づき早取料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。
- 遅取料金 —
- （9）料金の支払いが早取料金適用期間経過後に行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅取料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。
- 端数処理 —
- （10）当社は、早取料金及び遅取料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- 適用料金の事前のお知らせ —
- （11）当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）をあらかじめお客様にお知らせし、お客様が料金を算定できるようにいたします。

2.3. 単位料金の調整方法

- （1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。
なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2（2）のとおりといたします。
- ①
- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
 $= \text{基準単位料金} + 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$
 - ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
 $= \text{基準単位料金} - 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$
- （備考）
上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第5位以下の端数は切り捨てます。
- （2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
- ① 基準平均原料価格（トン当たり）
56,300円
- ② 平均原料価格（トン当たり）
別表第6の2の（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。
- （算定式）
平均原料価格
 $= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9352 + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0702$
- （備考）
トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所及び支社に掲示いたし

ます。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

2 4. 料金の精算等

- (1) 当社は、18(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当社は、すでに料金としていただいた金額と18(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金とに差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、33(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

2 5. 保証金

- (1) 当社は、5(1)の申し込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客様から供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客様の予想月額料金の3か月分（お客様が設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、お客様から保証金を預かっている場合において、そのお客様から支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年6パーセントの利率で、その預かり期間に応じて複利により計算いたします。

2 6. 料金の支払方法

- 料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかる場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。
- ① 36①及び②に規定する料金
② 口座振替若しくはクレジットカード払いが不能となっている場合

2 7. 料金の口座振替・クレジットカード払い

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。また、料金をクレジットカード払いの方法でお支払いいただく場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客様との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替させる方法により

お支払いいただけます。

- (2) お客様は、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。また、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。また、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされる日は、当社が指定した日とします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客様は、口座振替の手続が完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。また、クレジットカード払いの方法を申し込まれたお客様は、クレジットカード払いの手續が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。
 - ① 既にガスをお使いのお客さまは口座振替申し込み時点の支払方法でご利用いただいている方法
 - ② 既にガスをお使いのお客さまはクレジットカード払い申し込み時点の方法でご利用いただいている方法
 - ③ 新たにガスの使用を申し込まれたお客様は払い込みの方法

2 8. 料金の払込み

お客様は、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書、又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）所定の方法により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。なお、当社が指定した債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。

- ① 当社又は当社が指定した債権回収会社が指定した金融機関（以下「金融機関等」といいます。）
- ② 当社の営業所等

2 9. 料金の当社への支払日

- (1) 当社は、お客様が料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客様の口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、お客様が料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合、クレジットカード会社が当社に対する立替払いを承認した日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、お客様が料金を金融機関等又は当社の指定した特約店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

3 0. 遅取料金の支払方法

- (1) お客様が遅取料金を支払われる場合は、早取料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていたとき、この金額と遅取料金との差額（以下「遅取加算額」といいます。）を翌月以降にお支払いいただきます。
- (2) 遅取加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時に支払われます。

3 1. 料金の支払順序

料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

3 2. 料金以外の費用の支払方法

料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関
- ② 当社の営業所等

- ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
 - ⑧ その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
- (5) 当社(導管部門)がガスの供給の制限又は中止をしたことに対するお客さまからの問い合わせ等に対しては、当社が対応させていただきます。
- (6) 当社(導管部門)は、33(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び本項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

3.5. 供給停止

- (1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
- なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。
- ① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合
 - ② 当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
 - ③ この小売約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合
 - ④ 43各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
 - ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - ⑥ その他この小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- (2) 当社(導管部門)は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社(導管部門)が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
- ・ クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社(導管部門)がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合

3.6. 供給停止の解除

- (1) 35(1)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。
- なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。
- ① 35(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合
 - ② 35(1)②の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合
 - ③ 35(1)③、④、⑤又は⑥の規定により供給を停止したときは、その理由となつた事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなつた債務を支払われた場合
- (2) 35(2)の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。

3.7. 供給制限等の賠償

- (1) 当社が10(4)、34又は35の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは

- (4) 当社は(1)及び(3)、当社(導管部門)は(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) お客様は、当社が(1)及び(3)、当社(導管部門)が(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

VIII その他

4.3. 使用場所への立ち入り

当社又は当社(導管部門)は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客様の承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客様の求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

(1) 当社の作業

- ① 消費機器の調査のための作業
- ② 10(1)(3)(4)の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業

(2) 当社(導管部門)の作業

- ① 検針のための作業(ガスマーター等の確認作業等を含みます。)
- ② 供給施設の検査のための作業
- ③ 当社(導管部門)の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
- ④ ガスマーター等の法定検定期間満了等による取替の作業

(3) 当社又は当社(導管部門)の作業

- ① 34又は35の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ② その他保安上の理由により必要な作業

4.4. お客様に関する情報の取扱い

- (1) 当社は、当社(導管部門)に39(2)の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。
- (2) 消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握したお客様の情報を当社(導管部門)から提供を受けます。

付 則

1. この小売約款の実施期日

この小売約款は、令和5年1月1日から実施します。

2. この小売約款の掲示

当社は、この小売約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(2) の各基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D

(1) 基本料金 (46 メガジュール地区)

1か月及びガスマーター1個につき	132,000.000円
------------------	--------------

(2) 基準単位料金

46 メガジュール地区	1立方メートルにつき	151.2623円
-------------	------------	-----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに 23 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第7) 早取料金の日割計算 (1)

早取料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C又は料金表Dの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \text{日割計算日数} / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

(2) 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

(別表第8) 早取料金の日割計算 (2)

早取料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C又は料金表Dの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合には30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

(2) 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

(別表第9) 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

